

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和4年9月21日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2100778 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2200013 号

第 1 結論

- 1 請求者のA社における平成7年7月1日から平成15年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間に係る標準報酬月額については、別表の第1欄のとおりとする。

平成7年7月から平成15年9月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成7年7月から平成15年9月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成7年6月1日から同年7月1日までの期間及び平成15年3月1日から同年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間に係る標準報酬月額については、別表の第2欄のとおりとする。

平成7年6月及び平成15年3月の訂正後の標準報酬月額（平成7年6月については、訂正前の標準報酬月額を除く。また、平成15年3月については、上記1の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成7年6月1日から平成15年10月1日まで

私のA社に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、所持していた給料支払明細書で確認できる給与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う額より低い20万円で記録されているので、調査の上、給料支払明細書に記載されている給与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合うように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成7年7月1日から平成15年10月1日までの期間について、日本年金機構が保管する請求者の給料支払明細書（以下「給料支払明細書」という。）及び平成14年の年金相談会で請求者の相談を担当した社会保険労務士が請求者の給料支払明細書を基に作成したとする明細書記載金額一覧表（以下「明細書記載金額一覧表」という。）により、請求者が、当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える給与の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、平成7年7月1日から平成15年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、別表の第1欄のとおり訂正することが必要である。

なお、請求期間のうち、平成7年7月1日から平成15年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元事業主は、「請求者の請求どおりの報酬月額に係る届出及び保険料の納付を行ったか不明である。」旨を回答している一方で、請求者に係る標準報酬月額を低く届け出たことを認めている上、日本年金機構が保管する請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書に記載された報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額をオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う額として届出が行われ、その結果、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成7年6月1日から同年7月1日までの期間については、請求者の給料支払明細書は保管されておらず、明細書記載金額一覧表により、請求者の給与から事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額が確認できるところ、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付（年金額）の対象に当たらない。

2 請求期間のうち、平成7年6月1日から同年7月1日までの期間及び平成15年3月1日から同年4月1日までの期間について、給料支払明細書及び明細書記載金額一覧表から確認できる当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期

間の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額及び上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間のうち、平成 7 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間及び平成 15 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書及び明細書記載金額一覧表により確認できる報酬月額から、別表の第 2 欄のとおり訂正することが必要である。

なお、請求期間のうち、平成 7 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間及び平成 15 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間の訂正後の標準報酬月額（平成 7 年 6 月については、訂正前の標準報酬月額を除く。また、平成 15 年 3 月については、上記 1 の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

別表

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2100778 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2200013 号

訂正期間	訂正前の 標準報酬月額 (オンライン記録)	第1欄	第2欄
		厚生年金特例法 による訂正後の 標準報酬月額	厚生年金保険法 (第75条本文) による訂正後の 標準報酬月額
平成7年6月1日から 同年7月1日まで	20万円	—	36万円
平成7年7月1日から 平成9年10月1日まで		36万円	—
平成9年10月1日から 平成10年10月1日まで		41万円	—
平成10年10月1日から 平成11年10月1日まで		38万円	—
平成11年10月1日から 平成13年10月1日まで		36万円	—
平成13年10月1日から 平成14年10月1日まで		34万円	—
平成14年10月1日から 平成15年3月1日まで		38万円	—
平成15年3月1日から 同年4月1日まで		34万円	38万円
平成15年4月1日から 同年9月1日まで		38万円	—
平成15年9月1日から 同年10月1日まで		34万円	—

注 第1欄については、保険給付（年金額）に反映される標準報酬月額として記録し、第2欄については、保険給付（年金額）に反映されないが、実際に支給された報酬額に見合う標準報酬月額として記録する。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2100808 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2200014 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における平成 14 年 7 月 1 日から平成 15 年 11 月 27 日までの期間の標準報酬月額を訂正し、平成 14 年 7 月から平成 15 年 10 月までは 9 万 8,000 円から 41 万円とすることが必要である。

平成 14 年 7 月から平成 15 年 10 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 14 年 7 月 1 日から平成 15 年 11 月 27 日まで

A 事業所における請求期間の標準報酬月額の記録が、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後に下げられているので、調査の上、本来の額に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」（平成 14 年 7 月 23 日付けの受付印あり）及びオンライン記録によると、請求期間の標準報酬月額は、当初、A 事業所の事業主が社会保険事務所（当時）へ提出した厚生年金保険被保険者資格取得届の報酬月額（40 万円）に基づき、平成 14 年 7 月 1 日の資格取得時において 41 万円と決定され、平成 15 年 9 月の定時決定時も同額と記録されていたところ、同事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 15 年 11 月 27 日より後の同年 12 月 2 日付けで、資格取得日の平成 14 年 7 月 1 日まで遡って全期間の標準報酬月額を 9 万 8,000 円に減額する処理が行われたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、請求者のほか 1 名（請求者の親族）についても、請求者と同様に、平成 15 年 12 月 2 日付けで、平成 14 年 7 月 1 日まで遡って標準報酬月額の減額処理が行われている上、これらの減額処理は、請求期間当時の A 事業所における厚生年金保険の全被保険者（請求者を含む 8 名）に係る平成 15 年 11 月 27 日を資格喪失日とする処理と同日に行われている。

さらに、請求期間当時、A事業所において社会保険事務を担当していた事業主の妻は、当時の賃金台帳等は既に廃棄したとしている上、請求者も当時の給与支給額を確認できる資料等は保管しておらず、ほかに請求者の請求期間における給与支給額を確認できる資料は見当たらないが、雇用保険被保険者情報の回答書によると、請求者は平成14年7月1日に同事業所に係る雇用保険の被保険者資格を取得し、資格取得届による賃金形態及び賃金は、月給制で40万円と記録されていることが確認でき、当該金額は上記厚生年金保険被保険者資格取得届に記載された報酬月額と一致する。

加えて、請求期間に係る標準報酬月額の減額処理に関する事情について、日本年金機構は、A事業所に係る当時の各種届書は廃棄済みであり、当該減額に係る届出を受理した経緯は確認できず、社会保険料の滞納の有無も不明であると回答しているところ、事業主の妻は、従業員が多く保険料が払えない状況となって、資格喪失の手続のために社会保険事務所へ行った時、社会保険事務所の職員が「息子ので調整しましょう。」という言い方をして、標準報酬月額の減額に係る届書を書いてくれたことを覚えており、当該減額に係る届書の副本と思われる書類を保管している。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額について、平成15年12月2日付けで平成14年7月1日まで遡って9万8,000円に減額された処理は、事実即したものと考えるのが難しく、合理的な理由はないと判断せざるを得ない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た報酬月額に基づく標準報酬月額(41万円)に訂正することが必要である。